

群馬県主催

令和2年度群馬県被災建築物応急危険度判定講習会(第2回)のお知らせ

(群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条に基づく講習会)

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建築物を速やかに調査し、余震による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することで、二次的災害を防止するために設けられた制度です。

大規模地震が発生した場合には、短時間で多くの被災建築物の判定が求められることから、多くの判定士の協力が必要となるため、下記により講習会を開催いたします。

本講習会を受講された方は、被災建築物応急危険度判定士として県に登録し、被災した市町村で実施される判定活動に、防災ボランティアとして参加をお願いすることになります。

この機会に多くの建築士の方に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和3年2月15日(月)～2月26日(金) (WEB講習会ページ公開期間)
2. 開催方法 県庁のホームページにてWEB開催を行います。
講習内容は「応急危険度判定マニュアル」「応急危険度判定調査の流れ」について動画による講習を受講していただきます。受講いただいた後に群馬県被災建築物応急危険度判定士認定申請書をご提出いただいた方に認定証を発行いたします。認定申請書に記載いただいた内容は応急危険度判定にかかる体制整備等のために市町村や建築関係団体等に提供させていただく場合もございますので、情報の提供について同意の上、申請書をご提出ください。
3. 受講料 無料
4. 受講資格
 - ・1級建築士、2級建築士、木造建築士で、群馬県に在住または在勤している方(建築士試験に合格し建築士の登録を申請中の方も受講可能です。)
 - ・群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条の3項に定める知事が認めるもの(行政職員のみ)
5. テキスト 被災建築物応急危険度判定マニュアル(受講票とともに郵送)
6. 申込方法
 - ①群馬県電子申請システムでの受付
QRコード又はURLから受付を行ってください
(https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3022)
 - ②申込書(紙)での受付
(別紙)の受講申込書をご記入のうえ、FAX又は郵送にて申込みください。
FAX番号: 027-221-4171
郵送先: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県 県土整備部 建築課 企画指導係
7. 申込期間 令和3年1月21日(木)～2月5日(金) ※郵送の場合は必着
8. その他 群馬県被災建築物応急危険度判定制度の概要につきましては、群馬県のホームページをご参照ください。
群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/index.html>) より
トップページ>しごと・産業、農林・土木>土木・建築(事業者向け) 建築行政関連のページに『被災建築物応急危険度判定』の項目があります。
※既に被災建築物応急危険度判定士として登録されている方は、受講不要です。



(別紙)

令和2年度群馬県被災建築物応急危険度判定講習会(第2回)受講申込書

(申込み締め切り 令和3年2月5日(金) 必着)

F A X 番 号 : 0 2 7 - 2 2 1 - 4 1 7 1

郵 送 先 : 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県 県土整備部 建築課 企画指導係

(F A X で 申 し 込 む 場 合 は 、 番 号 の お 間 違 え の な い よ う お 願 い し ま す)

ふりがな	
受講者氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
建築士登録番号	(一級 二級 木造) 建築士 (都・道・府・県) 第 号
連絡先	勤務先 ・ 自宅 (いずれかに○を付けてください)
	〒 住所 :
	TEL : FAX :
勤務先名	
勤務先部課名	

※二級建築士及び木造建築士の方は、登録都道府県名をご記入ください。

※テキスト及び受講票は、記載された連絡先の住所へ令和3年2月8日(月)以降に送付します。

※ご記入いただいた個人情報は、群馬県被災建築物応急危険度判定関係以外に使用することはありません。

※建築士の登録申請中の方は、建築士試験の合格番号を記載してください。